

# 食品安全委員会第1003回会合議事録

1. 日時 令和7年11月11日（火） 14：00～15：03

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 令和6年食中毒発生状況の概要報告

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・ 飼料添加物 1 案件

(農林水産省からの説明)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の改正

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 飼料添加物 1 案件

(農林水産省からの説明)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく飼料添加物を定める件（昭和51年農林省告示第750号）の改正

・ 遺伝子組換え食品等 3 品目

(農林水産省からの説明)

*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ

(消費者庁からの説明)

SGR5株を利用して生産された2'-フコシルラクトース

STC2208株を利用して生産された $\beta$ -ニコチンアミドモノヌクレオチド

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統」に係る食品健康影響評価について

・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統」に係る食品健康影響評価について

・ 遺伝子組換え食品等「*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」に係る食品健康影響評価について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

厚生労働省 堀岡食品健康被害情報管理室長

農林水産省 大石飼料安全・薬事室長

消費者庁 高江食品衛生基準審査課長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、

澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 令和6年食中毒発生状況の概要報告について

資料1-2 令和6年食中毒発生状況

資料2 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の改正>

資料3-1 食品健康影響評価について<飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく飼料添加物を定める件（昭和51年農林省告示第750号）の改正>

資料3-2 食品健康影響評価について< *Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ>

資料3-3 食品健康影響評価について< SGR5株を利用して生産された2'-フルクトース>

資料3-4 食品健康影響評価について< STC2208株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド>

資料4-1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について< 除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（食品）>

資料4-2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について< 除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（飼料）>

- 資料 4 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<  
チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統（食品）>
- 資料 4 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<  
チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統（飼料）>
- 資料 4 - 5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<  
*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルト  
ースホスホリラーゼ>

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第1003回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省の堀岡食品健康被害情報管理室長、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長、消費者庁の高江食品衛生基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1003回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は12点でございます。

資料 1 - 1 が「令和 6 年食中毒発生状況の概要報告について」、資料 1 - 2 が「令和 6 年食中毒発生状況」、資料 2 が「食品安全基本法第11条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第 2 の 8 の改正>」、資料 3 - 1 が「食品健康影響評価について<飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく飼料添加物を定める件（昭和51年農林省告示第750号）の改正>」、資料 3 - 2 が「食品健康影響評価について<*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ>」、資料 3 - 3 が「食品健康影響評価について<SGR5株を利用して生産された2'-フコシルラクトース>」、資料 3 - 4 が「食品健康影響評価について<STC2208株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド>」、資料 4 - 1 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<除草剤グルホシネート、ジカンバ、アシルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（食品）>」、資料 4 - 2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<除草剤グルホシネート、ジカンバ、アシルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（飼料）>」、資料 4 - 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統（食品）>」、資料 4 - 4 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統（飼料）>」、資料 4 - 5 が「遺伝子組換え食品等に係る食

品健康影響評価の審議結果について「*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

#### (1) 令和6年食中毒発生状況の概要報告

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「令和6年食中毒発生状況の概要」についてです。

本件については、食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（平成17年4月21日関係府省申合せ）において、食中毒等による緊急事態の発生に備えて平時から情報収集及び情報共有に努めることとされていることから、厚生労働省から毎年1回、食品安全委員会会合において前年の食中毒の発生状況の確定値について年時報告を受けることになっているものです。

それでは、厚生労働省の堀岡食品健康被害情報管理室長から説明をお願いいたします。

○堀岡食品健康被害情報管理室長 失礼いたします。厚生労働省食品健康被害情報管理室長の堀岡と申します。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。

それでは、「令和6年食中毒発生状況の概要」という資料を御覧いただきながら、概要についてお話しさせていただきたいと思っております。毎年の定例ではございますので、大体同じような構成となっております。

2ページ目でございます。食中毒の事件数、患者数の推移、これは全体でございますけれども、令和4年、5年ということで、特に青いグラフの患者数の方は、コロナの影響も

あって2、3、4年と下がってきたのですが、だんだん飲食店などの営業が再開していることであろうと思いますけれども、患者数も事件数も今は4、5、6年と増加してきているところでございます。

次のページ、患者数2人以上の事例で見ていただきますと、もうちょっと報告が顕著で、令和2、3年あたりの飲食店などがコロナの影響などであまり営業していなかったときには、特に患者数2人以上の事例は事件数も患者数も下がっていたのですが、増えてきているところであります。

4ページ目が食中毒の事例でございまして、主なものを抜き出しておりますが、大分県で湧き水や飲食店の提供料理、提供された食事でのノロウイルスということで、患者数が500人を超えたような事例がございます。ノロウイルスは、最近も沖縄などでも修学旅行の方で何百人という単位で起きたりもしていますので、大規模化しやすいものでございますけれども、500人以上というのは令和6年では1件でございました。

また、死者の報告された食中毒事例は2件ございまして、これはどちらも植物の自然毒でございました。患者数1名か2名というところがございます。これについては、厚労省の方でも、山に入るときとかに、キノコなどに気をつけるようにということを日々リスクコミュニケーションの形でもやっているのですけれども、毎年1件か2件は起きてしまうという状態でございます。

5ページ目、年齢階級別中毒者数でございまして、赤が令和4年、緑が令和5年、青が令和6年で、全体の事件数や患者数に応じて、どの年も増えているところがございます。

次は月別発生件数でございまして、これは少し特徴がございまして、同じように令和4年が赤、緑が令和5年、青が令和6年でございまして、特に下の患者数の方は1月、2月、3月に青が少し多くて、後ほど御説明しますけれども、少し令和4年、5年と違った特徴が見えているものでございます。

次の7ページがある程度その原因が分かるものでございますが、青が細菌、赤がウイルス、緑が寄生虫であります。赤というとノロウイルスが多いわけでございますけれども、御覧のとおり令和4年はあまりなくて、令和5年も1月、2月、3月はあまりなかったのですが、令和6年は1月、2月、3月で先ほどのグラフと同じように件数が増えていて、その多いものは赤のところ、つまりノロウイルスが多くなっているという特徴が令和6年に出ているところがございます。

9ページは原因施設別事件数ですけれども、飲食店が52.8%を占めておりまして、当たり前ですけれども、患者数2人以上の原因施設別では、もっと飲食店が増えて69.3%でございます。

10ページ、原因施設別の患者数ですが、飲食店の方が、もちろん患者数2名以上の事件数が多いので、飲食店が60.8%で、患者総数1万4000人というところがございます。

11ページも同じようなグラフですが、患者数2人以上での患者数ということで、61.8%が飲食店となっております。

次は原因食品別事件数でございますけれども、これも例年と同じように、その他が多いのですが、残りはノロウイルス中心で、魚介類が一番多いという感じになっております。これは13ページ、14ページ、15ページも同じような傾向であります。

16ページは病因物質別事件数の推移ですけれども、例年と同じように、ノロウイルスとかカンピロ、アニサキスが多いところであります。

患者数になりますと、その次のページでございますけれども、ノロウイルスは大規模発生が多くて、アニサキスは孤発例が多いですから、そういう意味では、17ページのとおり、ノロウイルスが患者数としては多いという形になっております。

推移を見ますと、下の細菌のみ抽出というところでありまして、令和2年のときに一度病原性大腸菌の大規模発生がありましたので、がんと増えておりますけれども、その他は同じような傾向でございます。

次のページが病因物質別事件数の発生状況で、19、20、21、22ページというので、全体と患者2人以上の事件数と患者数をまとめたものでございます。事件数は4分の1ぐらいがノロウイルスですが、患者2人以上の事例ではノロウイルスが40%を占めていて、患者数では6割を占めているところでございます。次に多いのはカンピロバクターでございますが、ノロウイルスほど集団発生しませんので、患者数の割合は低くなっているところでございます。

23ページが、今度は摂食場所を家庭とする食中毒事件の月別発生状況でございます。令和3、4、5、6年という形で左からグラフで出しておりますが、若干減っているような傾向も見られますけれども、分からないといったところであります。

一方で、原因施設を飲食店とする食中毒の月別発生を見ますと、24ページですけれども、明らかに1月、2月、3月が増えている。これはノロウイルスが中心であるというところでもあります。

アニサキス食中毒の月別発生件数が25ページにございまして、若干減っているような傾向も見えなくもないですけれども、そのように感じるところでございます。

原因施設のカンピロバクター食中毒の月別発生件数が26ページでございますが、このとおりでございます、特に特徴らしい特徴もないといったところであります。

27ページは、繰り返し申し上げているノロウイルスの月別発生件数ですが、今年1月、2月、3月に多くノロウイルスはずっと発生してしまっていて、これが今後も続くのかどうかというのは、我々は分かりませんが、このような傾向が出ているところでございます。

最後のページは、地方衛生研究所から検出報告した比較でございます。

全体的には以上でございます。

すみません。1つ、私ども、間違えたことがございまして、沖縄の修学旅行の話を上りましたが、あれはノロではなくて腸管出血性大腸炎だったので訂正させていただきます。失礼いたしました。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

小島委員。

○小島委員 御説明ありがとうございます。

資料1-2の7ページですけれども、先ほど御説明いただいたとおりなのですが、病因物質別事件数の月別発生状況についてです。令和4年から年々、冬季、11月から3月にかけて棒グラフの赤の部分、ウイルスによる食中毒の発生件数が増えています。これは令和4年までのコロナ対策によってウイルス感染全般が抑えられていたということでしょうか。また、冬季のウイルスによる食中毒対策として、マスク着用やアルコール消毒の徹底等がある程度は有効で、引き続き求められていると考えてよいでしょうか。

○堀岡食品健康被害情報管理室長 御質問ありがとうございます。

7ページだけだと4、5、6年なのですけれども、3ページを見ますと、2、3年あたりはすごく減っていたのです。多分、コロナの影響が一番大きかったのは令和2年、3年あたりだと思いますので、恐らく4、5、6年で回復するにしたがって増えてきているというのが全体的な傾向なのですが、確かに先生おっしゃるとおり、ノロウイルスは少し増加の幅が大きくて、我々も原因は突き止め切れていないところでありますけれども、マスク着用とかアルコール消毒について、なかなか難しいところではありますが、手洗いが、手とか指に付着しているウイルスを減らす最も有効な手段ではございますので、厚労省としても、ツイッターなども通じて食品関係事業者に対して、引き続き手洗いの徹底を指導しているところであります。

もちろん、エタノールによる消毒は、石けんと流水を用いた手洗いの代用には、ノロウイルスの場合には必ずしもならないところもありますけれども、ほかの感染症の対応もありますので、きちんとそれをしていただくということだと思います。本当にちゃんとやろうとしたら、感染症対策の観点からは次亜塩素酸とかそういったものをしないといけなわけですが、それもなかなか難しいところではございますので、必ずしもノロウイルスにエタノールが物すごく効くというわけでもないのはもちろん承知しておりますけれども、それをするしかないのかなど。きちんと手洗いと、そういったことをやってくれということをお願いしております。

○小島委員 ありがとうございます。

○山本委員長 どうぞ。

○小島委員 7ページの同じグラフなのですけれども、グラフの黄緑色の寄生虫に注目しますと、令和4年から年々、寄生虫による食中毒は全体的には減少傾向にあると思います。寄生虫のうちアニサキスに関して、アニサキスそのものや、その対策についての認知度が上がって、食中毒件数の減少につながっていると考えられるでしょうか。

○堀岡食品健康被害情報管理室長 ありがとうございます。

我々は一生懸命周知もしておりますし、大分認知度も上がってきたというのは十分承知しておりますけれども、専門家に聞きますと、気候の影響などによってかなり大きくアニサキスは変わるということも聞いておりますので、令和4、5、6年だけぐらいの数値の評価ではなかなか難しく、コロナが終わった後の復活と、それにしても増えていないというのは確かにそうなのですけれども、もうちょっと中長期的に状況を見ていかないと、正確には分からないかなと思っております。

引き続き注意喚起、普及啓発をやらないといけないと思っておりますし、事業者向けのリーフレットですとか、冷凍処理、ブラックライトによる目視確認とかそういったものを御紹介しておりますし、原因となる魚の情報の更新など、様々な観点から厚労省も普及啓発していきたいと思っております。

○小島委員 御丁寧な御説明をありがとうございます。

もう一つよろしいでしょうか。同じ資料1-2の27ページなのですけれども、令和5年が黄緑、令和6年が青ですね。そこに注目すると、令和3年、4年に比べて、冬季を過ぎた4月、5月もノロウイルスの食中毒件数が増加していると思われれます。テレビなどでも、遺伝子型の異なるウイルスによる流行の長期化というようなニュースが伝えられておりました。このようなことが関連しているのでしょうか。今後も引き続きそのような影響が考えられるのか、また、必要、また有効な対策などはあるのでしょうか。お願いします。

○堀岡食品健康被害情報管理室長 ありがとうございます。

私、プレゼンの中でも何度か触れさせていただきましたが、普通は冬に終わっていたものが、収束が延びていて、3月ぐらい、4月もかなりの数ですね。大分暖かいはずなのですが、ピークの収束が年々遅くなっているというのは我々も気になっておりましたし、確かに先生がおっしゃるとおり、遺伝子型が令和5・6シーズンと6・7シーズンで大分違うということは感染研からも報告を受けております。

我々も注視しておりますし、専門家などにも聞いたのですが、令和5・6と6・7の遺伝子型の違いでは、そんなに毒性とか感染力に差があるという知見はないそうでございますし、必ずしも遺伝子型による原因かどうかはまだ分からないと専門家からは聞いております。

いずれにせよ、対策が難しいウイルス、先ほども申し上げたのですけれども、事業者レベルでは石けんと手洗いの徹底とか、あとはトイレの処理とか、調理器具で可能なら塩素消毒をしていただくというようなこととか、調子の悪い従事者が無理して出てこないようなことを、HACCPとかいろいろな施策を通じてやるしかなくて、対策としては変わらないのですけれども、より徹底していくしかないかなと思っております。

○小島委員 ありがとうございます。御丁寧な説明で大変よく分かりました。またよろしくをお願いいたします。

○堀岡食品健康被害情報管理室長 よろしく申し上げます。

○山本委員長 ほかにございませんか。

近年の食中毒の発生状況について、飲食店等に人出が戻るとともに、食中毒の発生数も増加の兆しが見られております。厚生労働省におかれましては、引き続き食中毒が発生した際の被害拡大の防止に努めていただくとともに、事業者、消費者等への注意喚起や情報提供を継続していただきますようお願いいたします。

食品安全委員会といたしましても、厚生労働省をはじめとするリスク管理機関と連携して、必要な情報を提供してまいりたいと思います。

堀岡室長、どうもありがとうございました。

○堀岡食品健康被害情報管理室長 こちらこそ、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
---

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」です。

資料2にありますとおり、農林水産大臣から11月5日付で飼料添加物1案件について食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関する照会がありました。

それでは、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○大石飼料安全・薬事室長 農林水産省消費・安全局飼料安全・薬事室長の大石です。よろしく申し上げます。

そうしましたら、まず、資料2を御覧ください。飼料安全法第3条第1項では、農林水

産大臣は、飼料または飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされておりまして、当該成分規格等は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において定められております。

そして、この成分規格等省令別表第2の8では、各飼料添加物の規格及び基準が定められております。今回、成分規格等省令別表第2の8を改正することについて、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかを照会させていただきます。具体的な改正内容については、別紙に基づいて御説明させていただきます。

まず、概要でございます。先ほど申し上げましたように、飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めた成分規格等省令の別表第2の8では、各飼料添加物の個々の添加物の規格及び基準が定められております。飼料安全法施行規則第1条に第1号から第3号まで飼料添加物の用途がそれぞれ定められておりますが、飼料添加物はこれらの用途に該当するものが指定されるということになっております。そして、別表第2の8における各飼料添加物の規格、基準の規定、順番につきましては、施行規則における用途の第1号から第3号までの順に定められております。また、第3号に規定する用途に該当する飼料添加物については、性質が類似する抗生物質である飼料添加物及び合成抗菌剤である飼料添加物をそれぞれ一つのくくりとした上で、抗生物質である飼料添加物、合成抗菌剤である飼料添加物、またそれ以外の飼料添加物の順番で規定しております。

今般、次の議事で御説明いたしますが、施行規則第1条第1号から3号に加えまして、4号として新たに飼料添加物の用途を創設することとしております。同時に、現在、第3号の用途に規定されている一部の抗生物質及び合成抗菌剤を、第4号の新たな用途に対応するとして指定する予定にしております。このため、これに伴いまして、成分規格等省令別表第2の8において、これらの一部の抗生物質及び合成抗菌剤である飼料添加物の規格及び基準を第3号の飼料添加物の後に移動させる改正を行う予定です。

今後の予定ですが、食品安全委員会からの回答を受けた後、成分規格等省令の改正等必要な手続を進める予定としております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

ただ今の農林水産省からの御説明によりますと、今般の改正については、現行の規格基準の内容を変更するものではなく、形式的な改正であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いします。

大石室長、ありがとうございました。

○大石飼料安全・薬事室長 ありがとうございます。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料3-1にありますとおり、農林水産大臣から11月5日付で飼料添加物1案件について、資料3-2から資料3-4にありますとおり、農林水産大臣から11月4日付及び内閣総理大臣から10月31日付で遺伝子組換え食品3品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、飼料添加物1案件について、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○大石飼料安全・薬事室長 今回、食品健康影響評価をお願いします事項は、飼料添加物の指定についてでございます。

資料3-1の別紙を御覧ください。まずは現行制度の概要から御説明いたします。

飼料安全法においては、飼料添加物とは、農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加等されるもので、農林水産大臣が指定するものとされています。

農林水産省令で定める用途については、飼料安全法施行規則、以下「省令」といいます。当該省令の第1条において、3つの用途が規定されております。そして、指定された飼料添加物は、飼料添加物を定める件という告示において、用途ごとに各号で指定されております。

我が国において飼料添加物の抗菌性物質、以下「抗菌性飼料添加物」といいますが、これらのものは、第3号の用途のものと整理されて、告示第3号において指定されております。

なお、抗菌性飼料添加物は、家畜等の成長の促進または飼料効率の改善、または特定の病原寄生生物による家畜等の生産性低下の防止の効果が評価され、指定されております。

続きまして、省令第1条の改正の背景についてです。近年、薬剤耐性は、世界的に深刻

な健康上の脅威となっており、世界全体で協調して対策を進めていく必要があるところ、国際的に、成長促進目的の抗菌剤の使用中止についての議論が生じています。

「成長促進」の用語の定義については、国際基準設定機関であるCodexが策定した実施規範によれば、動物の体重増加率または飼料利用効率を高めるためだけに抗菌剤を投与するという事にされておりまして、省令第1条第3号の規定は文言上「飼料利用効率を高める」に合致するため、告示第3号に位置づけられている抗菌剤は、「特定の病原寄生生物による家畜等の生産性低下の防止」の効果が確認され指定されたものであっても、全て成長促進目的の抗菌剤であると解されるおそれがあります。

諸外国においては、コクシジウム等の寄生虫による生産性低下を防止する効果のある物質は、畜産生産において必要不可欠なものとして、成長促進目的の物質とは区別して取り扱われております。我が国においても、成長促進を目的とするものと、寄生虫による生産性低下の防止を目的とするものを明確に区分するために、寄生虫による生産性低下を防止する効果が確認されたものの飼料添加物の用途として、第4号に新たな飼料添加物の用途「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」を新設いたします。

告示改正の概要についてです。省令第1条第4号に新設する新たな飼料添加物の用途に対応する号に別添のものを指定するよう、告示を改正いたします。なお、別添の飼料添加物は、飼料添加物として使用される限りにおいて、これまで人の健康に及ぼす悪影響が確認されておらず、当該号に指定することで人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えております。

最後に、今後の予定です。食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、告示の改正等必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

ただ今の農林水産省からの御説明によりますと、本件については、新設する新たな飼料添加物の用途に対応する告示の号に別添の飼料添加物を指定するよう告示を改正するものです。別添の飼料添加物は、その全てについて、有効成分については既に食品健康影響評価の結果を有しております。また、当該飼料添加物の賦形物質等については、平成24年4月5日付府食第342号として回答した「食品健康影響評価について」において、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであり、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと評価している物質です。さらに、当該飼料添加物自体も、改正前の告示第3号に指定されているものであり、これまでに人の健康に及ぼす悪影響は確認されておらず、これらを新号に指定することは、飼料添加物として使用されている実態において、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられます。

このため、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いします。

大石室長、どうもありがとうございました。

続いて、遺伝子組換え食品等3品目についてです。

それでは、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○大石飼料安全・薬事室長 続きまして、資料3-2を御覧ください。当省から評価をお願いしますのは、「*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ」でございます。

本品目は、キシラナーゼの生産性向上を目的として、*Trichoderma reesei* RH7004/RF4847株を宿主とし、*Nonomuraea flexuosa*由来の*am24*遺伝子が導入されています。

本申請品目は、既存のキシラナーゼと同様、飼料中の繊維成分の代謝効率を高めるため、家きん及び豚の飼料に添加して利用されます。

海外の承認状況につきましては、本品目は、EU諸国、米国、カナダ等で承認、販売されております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、公表等の手続を進める予定でございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

大石室長、どうもありがとうございました。

次に、消費者庁の高江食品衛生基準審査課長から説明をお願いいたします。

○高江食品衛生基準審査課長 消費者庁食品衛生基準審査課の高江でございます。

それでは、資料3-3を御覧いただければと思います。このたび評価を御依頼する品目の1つ目でございますが、SGR5株を利用して生産された2'-フコシルラクトースでございます。

趣旨でございますが、本品目は協和発酵バイオ株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請がございましたことから、食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼させていただくものでございます。

評価依頼品目の概要でございますが、本品目は生産性の向上を目的といたしまして、*Escherichia coli* KY8227株を宿主とし、*Helicobacter mustelae* ATCC43772株由来の変異型 $\alpha$ -1,2-フコシルトランスフェラーゼ遺伝子の導入等を行ったSGR5株を利用して生産された2'-フコシルラクトースとなります。

利用目的、利用方法でございますが、本品目は、調製粉乳、サプリメント等として使用されまして、用途、使用形態は、従来の2'-フコシルラクトースと相違ございません。

申請者でございますが、本申請品目については、米国におけるFood Chemicals Codex規格を満たしていること、また、製造過程で最終的に遺伝子組換え微生物（組換え体）が除去されていること及び非タンパク質性の食品（オリゴ糖）であること、また、各種安全性試験の結果から安全性に問題がないと判断できるということから、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」に準じて取扱い得るものではないかと考えているとのことでございます。

○山本委員長 続いて、3-4も御説明をお願いいたします。

○高江食品衛生基準審査課長 続けて、資料3-4も御説明させていただきます。

資料3-4の品目でございますが、STC2208株を利用して生産された $\beta$ -ニコチンアミドモノヌクレオチド（NMN）でございます。

趣旨でございますが、本品目は、株式会社シンアートから、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請がございましたことから、食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼させていただくものでございます。

評価依頼品目の概要でございますが、本品目は、生産性の向上を目的といたしまして、*Escherichia coli* BL21 (DE3) 株を宿主とし、 $\beta$ -ニコチンアミドモノヌクレオチドの生合成経路に関与する遺伝子の導入等を行ったSTC2208株を利用して生産された $\beta$ -ニコチンアミドモノヌクレオチドでございます。

利用目的、利用方法でございますが、本品目は、サプリメントとして利用されることとなっております。用途、使用形態は、従来の $\beta$ -ニコチンアミドモノヌクレオチドと相違ございません。

申請者でございますが、本申請品目については、食品添加物公定書規格に準じた自主規格により管理されること、また、製造過程で最終的に遺伝子組換え（組換え体）が除去されていること及び非タンパク質性の食品（ヌクレオチド）であること、また、非有効成分が有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」に準じて取扱い得るものではないかと考えているとのことでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

高江課長、どうもありがとうございました。

#### (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（食品）」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○澁岡評価情報分析官 お手元の資料4-1に基づきまして、御説明いたします。

右下のページで5ページの審議の経緯を御覧ください。2025年2月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本年9月30日に食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しています。その後、10月1日から10月30日まで意見・情報の募集を行ったものです。

7ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本系統は、*Streptomyces viridochromogenes*に由来する*pat*遺伝子、*Stenotrophomonas maltophilia*に由来する改変*dmo*遺伝子、*Sphingobium herbicidovorans*に由来する*ft\_t.1*遺伝子及びイネに由来する*tdo*遺伝子を導入して作出されており、PATタンパク質を発現することにより除草剤グルホシネートに対する耐性が、改変DMOタンパク質を発現することにより除草剤ジカンバに対する耐性が、FT\_T.1タンパク質を発現することによりアリルオキシアルカノエート系除草剤に対する耐性が、TDOタンパク質を発現することによりトリケトン系除草剤に対する耐性が付与されます。

26ページの食品健康影響評価結果ですが、「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統」については、「遺伝

子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、31ページに参考として添付しております。期間中3件の意見がありました。

1件目の意見の内容ですが、評価指針に基づく評価であり判断とのことだが、何か事が起きてから間違っていましたで済む問題ではない。国が許可したから安全だと判断してそれで健康被害を受けても泣き寝入りをするよりない状態は間違っている。少なくとも消費者に選択権があるべきという趣旨でした。

これに対する専門調査会の回答ですが、食品安全委員会における遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価では、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した指針に基づいて、申請者から提出された実験データ等により実施しています。

本系統については、同指針に基づき、導入遺伝子の供与体の安全性、導入遺伝子から賛成されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等を確認した結果、既存品種である非組換えダイズと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められず、人の健康を損なうおそれはないと判断した。

消費者の選択に関する御意見については、消費者庁へ情報提供するとしています。

2件目の意見の内容ですが、遺伝子組換え大豆そのものが人体に与える影響だけでなく、大豆を栽培する土への影響、そこに住む微生物への影響、農薬を使った場合の土壌、周辺の動植物、人体への影響まで評価すべき。この大豆の日本での栽培は断固反対という趣旨でした。

これに対する専門調査会の回答ですが、食品安全委員会が行う食品健康影響評価は、食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響を対象としたもの。環境等その他の要因については、農林水産省等他の政府機関において実施されている。

遺伝子組換え食品（種子植物）の環境影響及び栽培に関する御意見は、食品安全委員会が実施しているもの以外のリスク評価及びリスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び環境省へお伝えするとしています。

3件目の意見の内容ですが、除草剤は海外では使用が禁止されている国もある。適正使用量を守れば安全と言われているが、根を枯らし、虫が死ぬような薬が本当に安全であるか疑問。除草剤に反対の人もいるのだから、公的に施設への散布はやめるべき。今後、除草剤使用に関して規制を求めるという趣旨でした。

これに対する専門調査会の回答ですが、本評価結果は、遺伝子組換え食品（種子植物）に対するものであり、当該種子植物が耐性を持つ除草剤としての農薬に対するものではない。いただいた御意見は、除草剤としての農薬に関するものであり、遺伝子組換え食品の安全性評価を内容とした本食品健康影響評価の審議結果案には直接関係するものではないと考えられる。農薬の使用に関する御意見はリスク管理に関するものと考えられることか

ら、農林水産省へお伝えするとしています。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（飼料）」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統」の飼料に関する審議結果を報告いたします。

資料4-2の右下のページ数4ページの要約を御覧ください。まず私からは概要を説明させていただきます。

本系統は、先ほどの食品で説明いたしましたダイズMON94313と同じものであり、飼料としての評価になります。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価を行いました。その結果、本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられませんでした。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性も考えられませんでした。

したがって、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物に

については、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○ 刈岡評価情報分析官 お手元の資料 4-2 に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。

右下のページで 3 ページの審議の経緯を御覧ください。本品目については、2025年 2 月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本日御報告するものです。

5 ページの評価対象飼料の概要を御覧ください。本系統の食品の方で御説明いたしましたダイズ MON94313 と同じものでして、従来のダイズと同様、飼料として利用されるものとなります。

同じページの中ほどから食品健康影響評価です。1. ですが、遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、導入遺伝子または産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていないとしています。

また、2. ですが、本系統は、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、食品としての食品健康影響評価を終了しており、人の健康を損なうおそれがないと判断されたところです。

これらを踏まえまして、先ほど頭金委員から御説明があったとおり、ダイズ MON94313 について、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしています。

本件につきまして、既に食品としての御意見・情報の募集を行っておりますので、これまでの取扱いと同様に、御意見・情報の募集を行わずに、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○ 山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統」について、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによるのでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統（食品）」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○刈岡評価情報分析官 お手元の資料4-3に基づき御説明いたします。

右下のページで5ページの審議の経緯を御覧ください。2025年7月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本年9月30日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、10月1日から10月30日まで意見・情報の募集を行ったものです。

7ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本系統は、*Bacillus thuringiensis*に由来する *cry1A.2* 遺伝子及び *cry1B.2* 遺伝子を導入して作出されており、Cry1A.2タンパク質及びCry1B.2タンパク質を発現することで、チョウ目害虫抵抗性が付与されます。

23ページの食品健康影響評価結果ですが、「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしています。

意見・情報の募集結果については、27ページに参考として添付しています。期間中1件の意見がありました。

その内容ですが、遺伝子組換え大豆そのものが人体に与える影響だけでなく、大豆を栽培する土への影響、そこに住む微生物への影響まで評価すべき。この大豆を日本で栽培することは断固反対という趣旨でした。

これに対する専門調査会の回答ですが、食品安全委員会が行う食品健康影響評価は、食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響を対象としたもの。環境等のその他の要因については、農林水産省等他の政府機関において実施されている。

遺伝子組換え食品の環境影響及び栽培に関する御意見は、食品安全委員会が実施しているもの以外のリスク評価及びリスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び環境省へお伝えするとしています。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統（飼料）」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統」の飼料に関する審議結果を報告いたします。

資料4-4の右下のページ数4ページの要約を御覧ください。まず私から概要を説明させていただきます。

本系統は、先ほどの食品で説明いたしましたダイズMON94637と同じものであり、飼料としての評価になります。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価を行いました。その結果、本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられませんでした。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性も考えられませんでした。

したがって、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○刈岡評価情報分析官 補足の説明をさせていただきます。

資料4-4の右下のページで3ページの審議の経緯を御覧ください。本品目については、2025年7月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本日、御報告するものです。

5ページの評価対象飼料の概要を御覧ください。本系統は、食品の方で御説明いたしま

したダイズMON94637と同じものであり、従来のダイズと同様、飼料として利用されるものです。

同じページの中ほどから食品健康影響評価です。1. ですが、遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、導入遺伝子または産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告がなされていないとしています。

また、2. ですが、本系統は、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、食品としての食品健康影響評価を終了しており、人の健康を損なうおそれがないと判断されたところです。

これらを踏まえまして、先ほど頭金委員から御説明があったとおり、ダイズMON94637について、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしています。

本件につきましては、既に食品としての御意見・情報の募集を行っておりますので、これまでの取扱いと同様に、御意見・情報の募集を行わずに、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統」について、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○澁岡評価情報分析官 お手元の資料4-5に基づき御説明いたします。

右下のページで5ページの審議の経緯を御覧ください。本年8月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、本年9月30日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しています。その後、10月1日から10月30日まで意見・情報の募集を行いました。

7ページのI. 評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Bacillus subtilis* ISW1214株を宿主として、*Paenibacillus* sp. SH-55株に由来するマルトースホスホリラーゼ遺伝子を導入して作製した*B. subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼです。本添加物は、マルトースとリン酸からβ-D-グルコース-1-リン酸とD-グルコースを生成する酵素であり、糖化品の製造工程で添加され、ほかのホスホリラーゼ製剤を組み合わせることでマルトースに作用させることにより、二糖やオリゴ糖の製造に使用されます。

17ページの食品健康影響評価結果ですが、本添加物について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められず、「*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしています。

意見・情報の募集結果については、20ページに参考として添付しています。期間中1件の意見がありました。

その内容ですが、評価指針自体にも不信感があり、認められない。これを拒む者もあることを考えてほしい。強制の形にならないよう、選択権を奪わないようお願いするという趣旨でした。

これに対する専門調査会の回答ですが、食品安全委員会における遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の食品健康影響評価においては、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した指針に基づき、申請者から提出された実験データ等により実施している。消費者の選択に関する御意見については、消費者庁へ情報提供するとしています。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

すなわち「*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。以上のことから、「*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(5) その他
---------

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございませぬ。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、再来週、11月25日火曜日14時から開催を予定しております。

また、12日水曜日9時30分から「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」が、14時30分から「企画等専門調査会」が、13日木曜日15時30分から「動物用医薬品専門調査会」が、14日金曜日10時から「汚染物質等専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1003回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。